

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

本市は、兵庫南部の阪神間に位置し、市域の東は西宮市、西は神戸市に接している。東西約 2.5km、南北 9.6km、面積 18.57 km<sup>2</sup>(市街地は約 9.69 km<sup>2</sup>)の狭い行政区域である。背山の六甲山地が海にせまっているため、狭い位置に阪神間の交通幹線が集中し、住宅も過密化が進行している。

本市の地勢として、埋立によって整地された芦屋浜が盛土地となっており、その後埋め立てが終了した南芦屋浜地区についても同様に盛土地となっている。

旧海岸線以北で国道 43 号線までの地域は、芦屋川と宮川沿いに緩扇状地が広がり、一部は、河川堆積による自然堤防及び微高地となっている。

阪神電鉄本線から阪急電鉄神戸線に挟まれた市街地は、台地、段丘と河川沿いに広がる扇状地及び盛土地からなる。阪急電鉄神戸以北の市街地は、標高 20m 以上の台地、段丘となり、河川沿いには溪谷となる。さらに、以北は、山地、丘陵地と分類され、六甲山地に連なっている。

(洪水、高潮：ハザードマップ)

ハザードマップでは、芦屋川において想定される最大規模の洪水が起こった場合、J R 神戸線から南の商業地区、住宅地域を含んだ大きな範囲での浸水が想定されている。

また、宮川やその他の中小河川においても、想定しうる最大規模の降雨があった場合は、国道 43 号線より南地区での浸水被害が想定されており過去、幾数回の被害が発生している。

高潮については、埋立地である南芦屋浜地区から洪水時同様、国道 43 号線まで浸水想定エリアとなっており、広い範囲での警戒が必要となっている。

(土砂災害：ハザードマップ)

ハザードマップでは、北部地域の奥池町において、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されており、急傾斜地の崩壊や、土石流、地滑り等の土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。

(地震・津波：J-SHIS、ハザードマップ)

地震ハザードステーションの防災地図では、当市は、今後 30 年間で震度 5 弱以上の地震が起こる確率は、90.3%となっている。特に、南海トラフ地震（発生確率 70~80%）が発生した場合には、最大震度 6 弱の揺れと津波の発生が想定されている。

津波防災情報マップでは、想定される最大の津波浸水区域は、沿岸部から概ね国道 43 号線より南までの範囲で、最高津波水位は海拔 3.7mとされている。

(その他)

平成 30 年の台風第 21 号では、観測史上最大の高潮が発生し、沿岸部では浸水被害のほか、防潮堤や防潮門扉が破損するなどの大きな被害が発生した。また、潮芦屋ビーチやベランダ護岸等では、漂流したコンテナが打ち上げられ、護岸損壊及び防護柵が倒壊した。この台風により、市内全域で、床上浸水 28 件、床下浸水 272 件の道路冠水等の被害が発生した。

(2) 商工業者の状況 ※令和2年10月1日現在

- ・ 商工業者等数 958社
- ・ 小規模事業者数 812社
- ・ 芦屋市商工会員業種別数

業種	商工業者数	備考
建設業	57社	
製造業	35社	他地域に比べ非常に少ない
卸売・小売業	259社	他地域に比べ非常に多い割合を占める。 主要駅付近に分布しており、阪急神戸線より南側に広く点在している。阪神芦屋駅周辺より南側は風水害時の浸水想定地域である。
宿泊・飲食業	108社	
その他	499社	生活関連サービスの業種が特に多い。
合計	958社	

主要駅付近、及び阪急神戸線から阪神本線の間幅広く立地している。

国道43号線より南側にある浸水想定地域では、158件の商工業者が存在している。

(3) これまでの取組

1) 芦屋市の取組

- ・ 「芦屋市地域防災計画」の策定  
災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、平成7年に発生した阪神・淡路大震災及びそれ以降に発生した大規模災害や各種知見をもとに策定された。
- ・ 防災訓練の実施  
各防災関係機関や市民・企業等と連携協力して、防災総合訓練をはじめとした各種訓練が実施している。
- ・ 防災備品の備蓄  
災害発生時や日常の訓練にも使用できるよう、市内42カ所に設置している。また、初期消火用、救助用、救護用の資機材や小学校などの拠点避難所には食料などの備蓄品も一定数配備している。
- ・ 感染症対策の注意喚起  
ホームページ上にて新型コロナウイルス感染症の市内患者発生状況を掲載し注意喚起を促している。また、“ひょうごスタイル”を取り入れた感染拡大防止についての周知をおこなっている。

2) 芦屋市商工会の取組

- ・ 事業者BCPに関する施策の周知
- ・ 事業者BCP対策（事業休業への備え、水災補償等）に関する紹介
- ・ 感染拡大予防ガイドラインと新型コロナウイルス追跡システムの周知徹底

## II 課題

災害時における市内事業者の復旧・事業継続の支援について、具体的な体制やマニュアルが未整備となっているため、支援体制を構築する必要がある。

## III 目標

- ・管内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・BCPは災害対応力を高めるだけでなく日常の経営改善にも役立つため、事業継続に繋がるメリットであることを周知する。
- ・災害発生時における連絡体制を円滑に行うため、芦屋市商工会と芦屋市との間に連携情報ツールを構築する。
- ・発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・巡回や窓口指導時、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。

### ○成果目標

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定目標（事業者数）	
			BCP	事業継続力強化計画
958件	812件	R3	5	5
		R4	5	5
		R5	5	5
		R6	5	5
		R7	5	5

※BCPに関するセミナーは毎年1回開催しBCPを取り組む機会をつくる。

※BCP策定については、専門家を交え計画策定をおこなう。

※経営指導員1名当たり2件を年間策定目標としていく。

※ その他：上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

## IV. 目標達成のための取り組み

- ①企業BCP策定支援事業として、あしやBCPネットワークを構築
- ②BCPセミナーの開催（年1回）
- ③BCPの取組状況の確認（年1回）
- ④巡回指導時に施策紹介。（製造業、食品関連事業所など、業種を絞って巡回する）
- ⑤大型機械導入の際にも紹介する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

- ・計画期間は5年とし、随時更新をおこなう。

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・芦屋市商工会と芦屋市が役割分担や体制を整理し連携して以下の事業を実施する。

#### < 1. 事前の対策 >

##### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・芦屋市商工会では、多発する自然災害や事故・疫病など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援するため、巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・事業所立地に応じた災害リスク及びその影響を軽減するための取組や制度についての説明を巡回訪問時に実施する。
- ・会報や広報、ホームページを活用し、国の施策や災害リスク対策の必要性等を周知するとともに、事業者BCPに積極的に取り組む企業や小規模事業者の紹介等を行う。
- ・管内会員事業者に対し、事業者BCP（簡易な計画も含む）の策定により実効性のある取組等を推進する。
- ・BCPに関する専門家による小規模事業者に対する普及啓発セミナー等を実施する。
- ・巡回指導時には会員事業所へは隔月発行している会報で施策を紹介。  
会員事業所以外にも芦屋市が発行している市内全戸配布版の広報あしやで施策を紹介し、施策普及を行う。

##### 2) 芦屋市商工会 事業継続計画の作成

- ・令和3年3月までに事業継続計画を作成予定。

##### 3) 関係団体等との連携

- ・各関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼。
- ・BCPに関するセミナー等の共催。

##### 4) フォローアップ

- ・管内商工事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・あしやBCPネットワーク（構成団体：芦屋市商工会、芦屋市、地域金融機関）を定期的（年1回）に開催し、状況確認や改善点等及び意見交換をおこなえるコミュニティを構築する。

##### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- 芦屋市商工会は芦屋市がおこなう防災総合訓練の開催協力や災害時の連絡ルートの確認等を定期的に行う。

## < 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等の発災時には人命救助優先の上、下記の手順で管内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

発災後 3 時間以内に職員の安否報告を行う。

( SNS 等を活用し安否情報や業務従事の可否、被害状況等を芦屋市商工会と芦屋市、で共有する。)

### 2) 応急対策の方針決定

- ・芦屋市商工会と芦屋市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方向性を決める。

#### 【豪雨などの風水害の場合】

- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、洪水・土砂災害警戒レベル（避難対象はレベル 4 以上）に関係なく、自主的な判断により出勤をせず、職員自身がまず安全の確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・公共交通機関が不通の場合も上記と同様とする。
- ・職員が被災し応急対策ができない場合の対応および役割分担を決める。
- ・被害状況を確認し、3 日以内に情報を共有する。
- ・本計画により、芦屋市商工会と芦屋市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1 週間	1 日に 2 回共有する
2 週間～4 週間	1 日に 1 回共有する
1 ヶ月以降	3 日に 1 回共有する ※目標復帰時期

### 3) 被害の確認方法・被害額の算定方法

#### ①. 被害調査シートの統一

- ・芦屋市商工会と芦屋市は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、被害調査シートを別途定め、2 者で共有するものとする。

#### ②. 被害額の算定基準

- ・被害額の算定は、中小企業庁の「中小企業 BCP 運用指針第 2 版」に基づき、事業の復旧に必要な費用を見積ることとする。

### 4) 共有した情報の県等への報告方法

- ・芦屋市商工会と芦屋市が共有した情報を、県の指定する方法にて、県(窓口は県民局)へ報告する。

## < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・災害等発生時に、管内商工事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。事業者への直接被害と間接被害とで被害状況把握は大きく異なる。

具体的には、商工会が主導で主に会員事業所が中心とはなるが、直接被害については、ライフラインの平均復旧日数が下記の通りであるため、比較的復旧の早いことが期待できる電話連絡（携帯電話等）を中心に被害状況（建物被害やその他の被害額等）を確認。間接被害については、営業休止期間や被害額等を直接、巡回・調査をおこない被害実態の把握を行う。

【震度別ライフラインの平均復旧日数】（中小企業庁 BCP関連資料から）

	水道	ガス	電気
震度6弱	7日	15日	1日
震度6強	15日	30日	2日
震度7	30日	45日	4日

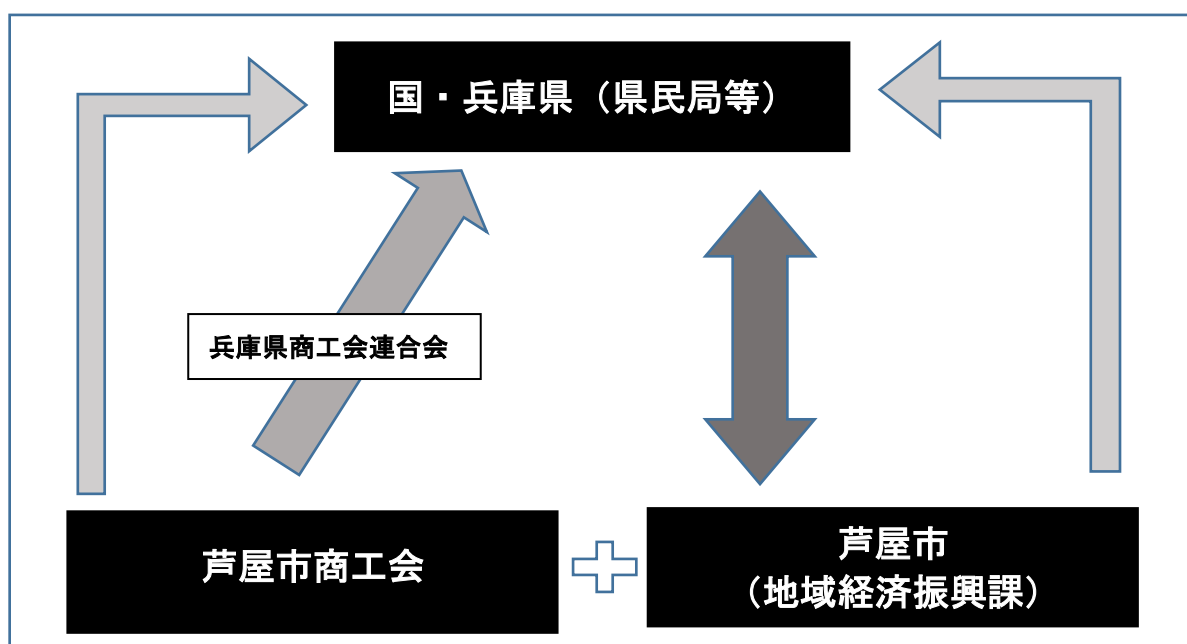
※直接被害については、自然災害等により事業者（建物等）の実害を想定する。

※間接被害については、従業員・設備等の被災、協力会社の被災、顧客の被災等からおよぼ被害を想定する。

- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行う範囲について決めておく。
- ・芦屋市商工会と芦屋市は被害状況の確認方法や被害額の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・芦屋市商工会と芦屋市が共有した情報を、兵庫県の指定する方法にて芦屋市商工会又は芦屋市より兵庫県へ報告する。

1) 発災時における連携方針

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。



#### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法については、芦屋市商工会と芦屋市が協議の上決定する。  
（商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・管内商工事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や兵庫県、芦屋市等の施策）について、管内小規模事業者等へ周知する。

#### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・兵庫県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を兵庫県等に相談する。

#### < 6. 当会の事業活動を継続するための対応 >

- ・自然災害等発生時、芦屋市商工会職員が被災し十分な支援対応をおこなうことが困難な際、兵庫県商工会連合会並びに県下商工会から職員を招聘し継続した支援事業をおこなう。

#### ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

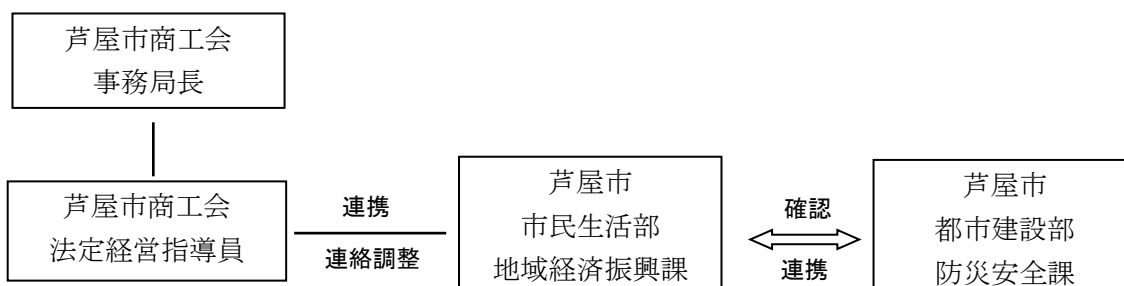
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 2年 10月現在)

(1) 実施体制 (商工会事業継続力強化支援事業実施に係る体制/芦屋市の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会と芦屋市の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該法定経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 古井 伸英

連絡先 0797-23-2071

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

・本計画の具体的な取組の企画や実行

・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会、芦屋市連絡先

①芦屋市商工会

〒659-0065 兵庫県芦屋市公光町4-28

TEL: 0797-23-2071

E-mail: ask0110ashiyagawa@ashiya-net.or.jp

②芦屋市 市民生活部 地域経済振興課

〒659-0065 兵庫県芦屋市公光町5-10

TEL: 0797-38-2033

※ その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	230	280	350	350	500
・専門家派遣費	150	150	200	200	300
・セミナー開催費	30	50	50	50	50
・パンフ、チラシ 作製費	50	80	100	100	150

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
兵庫県補助金、兵庫県商工会連合会

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
<ul style="list-style-type: none"> <li>●尼崎信用金庫 阪神芦屋支店（兵庫県芦屋市精道町 6-14） 支店長 朝田 耕一 氏</li> <li>●尼崎信用金庫 芦屋支店（兵庫県芦屋市東山町 6-16） 支店長 神田 義晃 氏</li> <li>●尼崎信用金庫 打出支店（兵庫県芦屋市浜町 9-13） 支店長 福島 将之 氏</li> </ul>
連携して実施する事業の内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>①BCPセミナーの開催                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・BCP対策についての説明会を実施。</li> </ul> </li> <li>②BCP個別相談会                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・BCP策定における専門家との個別相談会を設定。</li> </ul> </li> <li>③あしやBCPネットワークの構築                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的（年1回）に開催し、状況確認や改善点等及び意見交換をおこなえるコミュニティの構築。</li> </ul> </li> </ul>
連携して事業を実施する者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>①芦屋市                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の周知（広報あしや、芦屋市ホームページ等）</li> </ul> </li> <li>②芦屋市商工会                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・セミナー及び個別相談の開催と運営</li> <li>・事業の周知（ニュースレター、芦屋市商工会ホームページ、SNS等）</li> </ul> </li> <li>③尼崎信用金庫                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の周知（営業所毎にポスター貼付、コミュニティの運営）</li> </ul> </li> </ul>
連携体制図等